

2025年8月13日

お客様各位

セントラル短資株式会社

番号法の一部改正に基づく振替決済口座管理規程等の改訂について

今般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)の一部改正に伴いまして、弊社の「振替決済口座管理規程」、「短期社債等振替決済口座管理規程」、「投信取引約款」、「外国証券取引口座約款」及び「株式等振替決済口座管理規程」の改訂を行いましたことをお知らせ致します。

改訂後の全文につきましては弊社ホームページ下部、新旧対照表につきましては「セントラル短資からのお知らせ」に掲載しております。

以上

【本件に関するお問合せ先】

セントラル短資株式会社 証券業務管理室

TEL 03-3243-1456